

令和6年度分 市民税・県民税 申告の手引き 徳島市役所

徳島市税務行政につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
個人市民税・県民税は、日常生活に欠かすことのできないさまざまな行政サービスを提供するための財源として、広く市民の皆さまにご負担いただく大切な税金です。
この手引きをご覧いただき、同封の市民税・県民税申告書に必要事項をご記入のうえ、申告期限までにご提出ください。

市民税・県民税申告書の記載例を徳島市ホームページに掲載しています。また、ホームページにて印刷した市民税・県民税申告書に必要事項を記入し、提出することもできます。
ぜひ、ご利用ください。 **〈インターネットで検索 徳島市 市民税 申告書 検索〉**

申告書の書き方

住所・氏名等欄の記入
現住所、1月1日現在の住所、氏名、生年月日、電話番号、職業、勤務先を記入してください。
なお、生年月日の元号欄には該当する1～5の数字を記入してください。
個人番号（マイナンバー）欄が空白の場合は、個人番号（マイナンバー）を記入してください。

公的年金等の収入があった方
公的年金等支払者（日本年金機構）から送付された源泉徴収票に記載の支払金額を申告書表面右の「キ」に記入したうえで、申告の手引き表面の公的年金等に係る雑所得金額の速算表にあてはめて計算した所得金額を「[7]」に記入してください。
また、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。

医療費控除を申告される方
医療費控除またはセルフメディケーション税制のいずれかを選び、を記入してください。

給与の収入があった方
■給与所得の源泉徴収票をお持ちの方
源泉徴収票の内容を申告書の各項目に転記してください。
また、源泉徴収票に記載されたもの以外に、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。
※源泉徴収票の写しの添付にご協力ください。
■給与所得の源泉徴収票がない方
申告書裏面「6 給与所得の内訳」に年収の明細・勤務先等を記入した後、給与の合計額を申告書表面右の「カ」に記入したうえで、申告の手引き表面の給与所得金額の速算表にあてはめて計算した所得金額を「[6]」に記入してください。

また、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。

営業等・不動産・配当などの収入があった方
申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」または「8 配当所得に関する事項」に、所得の種類、収入金額、必要経費等を記入し、申告書表面右の「ア～オ」に収入金額を、「[1]～[5]」に所得金額を記入してください。
また、対象となる控除等がある場合は、申告書の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。

また、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。

また、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。

また、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。

また、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。

また、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。

また、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。

また、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。

また、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。

また、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。

申告書を提出する必要がある方

令和6年1月1日時点で、徳島市にお住まいの方で、令和5年中（令和5年1月1日～令和5年12月31日）に収入があった方のうち、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。ただし、税務署へ確定申告をする方は原則として申告は不要です。

- 給与所得や公的年金等雑所得以外の所得があった方（営業所得、農業所得、不動産所得、配当所得、雑所得、一時所得など）
※給与所得・公的年金等雑所得以外の所得がなかった方についても、支払者が徳島市に給与支払報告書・公的年金等支払報告書の提出をされていない場合、申告をお願いすることがあります。
- 源泉徴収票に記載のない控除（医療費控除、寄附金控除）を受ける方、源泉徴収票の控除内容に変更がある方

お願い

令和5年中に所得がなかった方や個人市民税・県民税が非課税となる方でも、国民健康保険に加入されている場合や福祉・公営住宅・教育関係の制度などにおいて所得の申告が必要な場合、所得（課税）証明書が必要な場合などは、個人市民税・県民税の申告が必要です。
なお、申告の際には、申告書裏面左下の「◎前年中に収入（所得）がなかった方の記入欄」にも必要事項を記入してください。

収入（所得）の種類

収入（所得）金額等の内容については、下記をご覧ください。

- 収入金額（ア～シ）…令和5年中に収入が確定した金額
 - 必要経費等…その収入を得るために支出した費用（生活費などは含まれません）
 - 所得金額（[1]～[11]）…収入金額からそれぞれの必要経費等を差し引いた金額
- ※分離課税の所得等がある方は、徳島市役所市民税課までお問い合わせください。

1 収入金額等、2 所得金額

所得の種類	収入（所得）の内容	必要経費
事業	ア-(1) 営業等	●収入を得るために支出した費用（生活費・所得税・住民税等を除く） ●専従者控除（給与）額 ●青色申告特別控除額
	イ-(2) 農業	●収入を得るために支出した費用（生活費・所得税・住民税等を除く） ●専従者控除（給与）額 ●青色申告特別控除額
ウ-(3) 不動産	アパート、マンション、ガレージ、貸家、貸地などから生ずる所得	
エ-(4) 利子	預貯金の利子など（国内源泉分離課税は申告不要） ※国外の預金の利子等は申告が必要です。	なし
オ-(5) 配当	株式等	株式等を取得するための借入金負債利子
	その他のもの	証券投資信託の収益の分配金など
カー-(6) 給与	給与（賞与）、賞金などの所得でパート・アルバイトなどの収入を含みます。（税金などを差し引く前の支払総額） ※源泉徴収票の写しの添付にご協力ください。	右記の速算表により所得金額を計算
雑	キー-(7) 公的年金等	右記の速算表により所得金額を計算
	ク-(8) 業務	収入を得るために支出した費用（個人年金など）
	ケー-(9) その他のもの	収入を得るために支出した費用（個人年金など）
総合譲渡・一時	コ～サー-(11) 総合譲渡	●各資産の取得・譲渡費用 ●特別控除額（上限50万円）
	シー-(1) 一時	●収入を得るために支出した費用 ●特別控除額（上限50万円）

■所得金額調整控除
(1) あなたの給与収入が850万円を超えており、あなた自身が①特別障がい者、②23歳未満の扶養親族を有する、③特別障がい者である同一生計配偶者または扶養親族を有する、のいずれかに該当する場合は、給与所得金額から次の計算式により計算した金額を控除します。
控除額 = (給与収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10%
(2) あなたに給与所得と公的年金等雑所得の両方があり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合、給与所得の金額から次の計算式により計算した金額を控除します。
控除額 = (給与所得(上限10万円) + 公的年金等所得(上限10万円)) - 10万円
※(1)および(2)に該当する場合は、(1)の控除後の給与所得金額から(2)を控除します。

■給与所得金額の速算表

給与等の収入金額（年間合計）	給与所得の金額
551,000円未満	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	収入金額 - 550,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	収入計算額 × 60% + 100,000円
1,800,000円以上 3,600,000円未満	収入計算額 × 70% - 80,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	収入計算額 × 80% - 440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	収入金額 × 90% - 1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額 - 1,950,000円

※収入計算額 = (実際の収入金額 ÷ 4,000)による整数) × 4,000円

■公的年金等に係る雑所得金額の速算表

受給者の年齢区分	公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
令和5年12月31日現在	3,300,000円未満	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額 × 75% - 275,000円	収入金額 × 75% - 175,000円	収入金額 × 75% - 75,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額 × 85% - 685,000円	収入金額 × 85% - 585,000円	収入金額 × 85% - 485,000円
昭和34年1月1日以前に生まれた方	7,700,000円以上 10,000,000円未満	収入金額 × 95% - 1,455,000円	収入金額 × 95% - 1,355,000円	収入金額 × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円
令和5年12月31日現在	1,300,000円未満	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額 × 75% - 275,000円	収入金額 × 75% - 175,000円	収入金額 × 75% - 75,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額 × 85% - 685,000円	収入金額 × 85% - 585,000円	収入金額 × 85% - 485,000円
65歳未満の方	7,700,000円以上 10,000,000円未満	収入金額 × 95% - 1,455,000円	収入金額 × 95% - 1,355,000円	収入金額 × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

上記の添付書類は、同封の添付書類台紙に貼ってご提出ください。

所得控除の種類・金額

所得控除の内容については、下記をご覧ください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項、 4 所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除の要件等 (令和5年12月31日の現況)	控除額 (控除額の計算方法)																						
(13) 社会保険料控除	令和5年中にあなたが支払った健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金等の掛金がある場合。 ※国民年金保険料・国民年金基金の掛金の控除適用には控除証明書等が必要です。	支払額全額																						
(14) 小規模企業共済等掛金控除	令和5年中にあなたが支払った小規模企業共済、地方公共団体が行う心身障がい者扶養共済、個人型確定拠出年金などの掛金がある場合。 ※掛金額の証明書等が必要です。	支払額全額																						
(15) 生命保険料控除	令和5年中にあなたやあなたの扶養親族等を受取人とする生命保険契約等の保険料や、介護医療保険契約等の保険料、個人年金保険契約等の保険料などを支払った場合。 ※保険会社等が発行する控除証明書が必要です。 ※控除の対象となる保険料は、支払保険料から配当金や割戻金を差し引いた金額です。 ※控除額の計算において、算出した金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げてください。	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">一般生命保険料分(A旧契約分+B新契約分)+C介護医療保険料分+個人年金保険料分(D旧契約分+E新契約分)(合計限度額70,000円)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●控除額の計算方法</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧契約</td> <td>A 一般生命保険 D 個人年金保険 平成23年12月31日以前の契約</td> <td>15,000円以下 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円</td> <td>支払額の全額 支払額×1/2+7,500円 支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>B 一般生命保険 C 介護医療保険 E 個人年金保険 平成24年1月1日以後の契約</td> <td>12,000円以下 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円以上</td> <td>支払額の全額 支払額×1/2+6,000円 支払額×1/4+14,000円 28,000円</td> </tr> </table>	一般生命保険料分(A旧契約分+B新契約分)+C介護医療保険料分+個人年金保険料分(D旧契約分+E新契約分)(合計限度額70,000円)			●控除額の計算方法			区分	支払保険料額	控除額	旧契約	A 一般生命保険 D 個人年金保険 平成23年12月31日以前の契約	15,000円以下 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円	支払額の全額 支払額×1/2+7,500円 支払額×1/4+17,500円	B 一般生命保険 C 介護医療保険 E 個人年金保険 平成24年1月1日以後の契約	12,000円以下 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円以上	支払額の全額 支払額×1/2+6,000円 支払額×1/4+14,000円 28,000円						
		一般生命保険料分(A旧契約分+B新契約分)+C介護医療保険料分+個人年金保険料分(D旧契約分+E新契約分)(合計限度額70,000円)																						
●控除額の計算方法																								
区分	支払保険料額	控除額																						
旧契約	A 一般生命保険 D 個人年金保険 平成23年12月31日以前の契約	15,000円以下 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円	支払額の全額 支払額×1/2+7,500円 支払額×1/4+17,500円																					
	B 一般生命保険 C 介護医療保険 E 個人年金保険 平成24年1月1日以後の契約	12,000円以下 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円以上	支払額の全額 支払額×1/2+6,000円 支払額×1/4+14,000円 28,000円																					
(16) 地震保険料控除	令和5年中にあなたやあなたの扶養親族等の地震保険契約等の保険料を支払った場合。 ※保険会社等が発行する控除証明書が必要です。 A 地震保険契約 B 長期損害保険契約等 平成18年12月31日までに締結し、契約変更していない、満期返戻金のある10年以上の契約	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">A 地震保険契約分+B 長期損害保険契約等分(合計限度額25,000円)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●控除額の計算方法</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">A 地震保険</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B 長期損害保険</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円 15,001円以上</td> <td>支払額×1/2+2,500円 10,000円</td> </tr> </table>	A 地震保険契約分+B 長期損害保険契約等分(合計限度額25,000円)			●控除額の計算方法			区分	支払保険料額	控除額	A 地震保険	50,000円以下	支払額×1/2	50,001円以上	25,000円	B 長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額	5,001円～15,000円 15,001円以上	支払額×1/2+2,500円 10,000円			
		A 地震保険契約分+B 長期損害保険契約等分(合計限度額25,000円)																						
●控除額の計算方法																								
区分	支払保険料額	控除額																						
A 地震保険	50,000円以下	支払額×1/2																						
	50,001円以上	25,000円																						
B 長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額																						
	5,001円～15,000円 15,001円以上	支払額×1/2+2,500円 10,000円																						
(17)～(18) 寡婦控ひとり親控	①夫と離婚し再婚していない方で、扶養親族〔扶養親族〕の要件については欄外※1を参照)があり、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の場合。 ②夫と死別し再婚していない(または夫の生死が明らかでない)方で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の場合。 ※事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は対象外。	26万円																						
		婚姻歴の有無に関わらず、生計を一にする子(「生計を一にする子」の要件については欄外※2を参照)があり、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の場合。 ※事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は対象外。	30万円																					
(19) 勤労学生控除	あなたが大学、高等学校等の学生で、令和5年中の合計所得金額が75万円以下(給与収入の場合130万円以下)の場合。*学生証や学校から交付される証明書が必要です。 (注) 自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合に限りです。	26万円																						
(20) 障がい者控除	あなたやあなたの扶養親族等が障がい者である場合。(手帳の種別・等級などにより、①特別障がい者、②普通障がい者に区分されます。)なお、特別障がい者が同居の扶養親族等の場合は、控除額に23万円が加算されます。 ※障がいの種別・等級(程度)のわかる各種手帳または障がい者控除対象者認定書などが必要です。 ①特別障がい者 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(重度)、精神障がい者保健福祉手帳1級など ②普通障がい者(その他の障がい者) 身体障がい者手帳3～6級、療育手帳B(中・軽度)、精神障がい者保健福祉手帳2・3級など	① 30万円(53万円) ()は同居の場合																						
		② 26万円																						
(21) 配偶者控除	あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下であなたと生計を一にする配偶者(※)の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合。(給与のみの場合は給与収入が103万円以下) ①一般(69歳以下)の控除対象配偶者 昭和29年1月2日以後生まれの方 ②老人(70歳以上)の控除対象配偶者 昭和29年1月1日以前生まれの方 ※他の者の扶養親族・事業専従者の場合は除きます。 ※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除の適用はありません。この場合、申告書の「同一生計配偶者」欄に、配偶者の氏名等を記入してください。	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>22万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> </table>	区分	控除額	一般	33万円	900万円超 950万円以下	22万円	950万円超 1,000万円以下	11万円														
区分	控除額																							
一般	33万円																							
900万円超 950万円以下	22万円																							
950万円超 1,000万円以下	11万円																							
(22) 配偶者別控除	あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(※)の令和5年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合。 (給与のみの場合は給与収入が103万円を超え201万6千円未満) ※他の者の扶養親族・事業専従者となっている場合を除きます。(重複不可)	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>22万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> </table>	区分	控除額	一般	33万円	900万円超 950万円以下	22万円	950万円超 1,000万円以下	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	105万円超 110万円以下	26万円	110万円超 115万円以下	21万円	115万円超 120万円以下	16万円	120万円超 125万円以下	11万円	125万円超 130万円以下	6万円	130万円超 133万円以下	3万円
区分	控除額																							
一般	33万円																							
900万円超 950万円以下	22万円																							
950万円超 1,000万円以下	11万円																							
100万円超 105万円以下	31万円																							
105万円超 110万円以下	26万円																							
110万円超 115万円以下	21万円																							
115万円超 120万円以下	16万円																							
120万円超 125万円以下	11万円																							
125万円超 130万円以下	6万円																							
130万円超 133万円以下	3万円																							
(23) 扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の扶養親族(※)のうち、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合。 (給与のみの場合は給与収入が103万円以下) ※他の者の扶養親族・事業専従者となっている場合を除きます。(重複不可) 15歳以下(平成20年1月2日以後生まれの方)の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。申告書の「16歳未満(控除対象外)の扶養親族」欄に対象者の氏名等を記入してください。	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>該当者</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>16歳以上で下記以外の方 (平成20年1月1日以前生まれの方で下記以外)</td> </tr> <tr> <td>特定扶養</td> <td>45万円</td> <td>19歳～22歳の方 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの方)</td> </tr> <tr> <td>老人扶養</td> <td>38万円</td> <td>70歳以上の方 (昭和29年1月1日以前生まれの方)</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>45万円</td> <td>老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の(相)父母等で同居している方</td> </tr> </table>	区分	控除額	該当者	一般	33万円	16歳以上で下記以外の方 (平成20年1月1日以前生まれの方で下記以外)	特定扶養	45万円	19歳～22歳の方 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの方)	老人扶養	38万円	70歳以上の方 (昭和29年1月1日以前生まれの方)	同居老親等	45万円	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の(相)父母等で同居している方							
区分	控除額	該当者																						
一般	33万円	16歳以上で下記以外の方 (平成20年1月1日以前生まれの方で下記以外)																						
特定扶養	45万円	19歳～22歳の方 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの方)																						
老人扶養	38万円	70歳以上の方 (昭和29年1月1日以前生まれの方)																						
同居老親等	45万円	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の(相)父母等で同居している方																						
(24) 基礎控除	あなたの令和5年中の合計所得金額が2,500万円以下の場合。	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>納税義務者本人の合計所得金額</td> <td>2,400万円以下</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超</td> <td>2,450万円以下</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超</td> <td>2,500万円以下</td> </tr> </table>	区分	控除額	納税義務者本人の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超	2,450万円以下	2,450万円超	2,500万円以下														
区分	控除額																							
納税義務者本人の合計所得金額	2,400万円以下																							
2,400万円超	2,450万円以下																							
2,450万円超	2,500万円以下																							
(26) 雑損控除	令和5年中にあなたやあなたの扶養親族が災害・盗難・横断などにより生活用資産等に損害を受けた場合。 ※警察の盗難届、消防署の罹災証明、災害関連支出の金額の領収書等が必要です。	次のいずれかの多い方の金額 ①差引損失額－(総所得金額等の10%) ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 (注) 差引損失額＝損失額－保険金等による補てん額																						
(27) 医療費控除	令和5年中にあなたやあなたの扶養親族等の医療費を支払った場合。 ※明細書の添付が必要です。(領収書の添付は不要です。)	(支払った医療費－保険金等による補てん額)－〔(総所得金額等の5%)と10万円のいずれか少ない金額〕 (限度額200万円)																						
	令和5年中にあなたが、健康への一定の取組を行い、あなたやあなたの扶養親族等のスイッチOTC医薬品購入費を支払った場合。 ※明細書の添付が必要です。(領収書の添付は不要です。)	(支払ったスイッチOTC医薬品購入費－保険金等による補てん額)－1万2千円 (限度額8万8千円)																						

控除の種類	控除の要件等 (令和5年12月31日の現況)	控除額 (控除額の計算方法)																												
(2) 配偶者別控除	あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(※)の令和5年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合。 (給与のみの場合は給与収入が103万円を超え201万6千円未満) ※他の者の扶養親族・事業専従者となっている場合を除きます。(重複不可)	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>納税義務者本人の合計所得金額</td> <td>900万円以下</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>22万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>48万円超</td> <td>95万円以下</td> </tr> <tr> <td>95万円超</td> <td>100万円以下</td> </tr> <tr> <td>100万円超</td> <td>105万円以下</td> </tr> <tr> <td>105万円超</td> <td>110万円以下</td> </tr> <tr> <td>110万円超</td> <td>115万円以下</td> </tr> <tr> <td>115万円超</td> <td>120万円以下</td> </tr> <tr> <td>120万円超</td> <td>125万円以下</td> </tr> <tr> <td>125万円超</td> <td>130万円以下</td> </tr> <tr> <td>130万円超</td> <td>133万円以下</td> </tr> </table>	区分	控除額	納税義務者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	22万円	950万円超 1,000万円以下	11万円	配偶者の合計所得金額	控除額	48万円超	95万円以下	95万円超	100万円以下	100万円超	105万円以下	105万円超	110万円以下	110万円超	115万円以下	115万円超	120万円以下	120万円超	125万円以下	125万円超	130万円以下	130万円超	133万円以下
区分	控除額																													
納税義務者本人の合計所得金額	900万円以下																													
900万円超 950万円以下	22万円																													
950万円超 1,000万円以下	11万円																													
配偶者の合計所得金額	控除額																													
48万円超	95万円以下																													
95万円超	100万円以下																													
100万円超	105万円以下																													
105万円超	110万円以下																													
110万円超	115万円以下																													
115万円超	120万円以下																													
120万円超	125万円以下																													
125万円超	130万円以下																													
130万円超	133万円以下																													
(23) 扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の扶養親族(※)のうち、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合。 (給与のみの場合は給与収入が103万円以下) ※他の者の扶養親族・事業専従者となっている場合を除きます。(重複不可) 15歳以下(平成20年1月2日以後生まれの方)の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。申告書の「16歳未満(控除対象外)の扶養親族」欄に対象者の氏名等を記入してください。	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>該当者</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>16歳以上で下記以外の方 (平成20年1月1日以前生まれの方で下記以外)</td> </tr> <tr> <td>特定扶養</td> <td>45万円</td> <td>19歳～22歳の方 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの方)</td> </tr> <tr> <td>老人扶養</td> <td>38万円</td> <td>70歳以上の方 (昭和29年1月1日以前生まれの方)</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>45万円</td> <td>老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の(相)父母等で同居している方</td> </tr> </table>	区分	控除額	該当者	一般	33万円	16歳以上で下記以外の方 (平成20年1月1日以前生まれの方で下記以外)	特定扶養	45万円	19歳～22歳の方 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの方)	老人扶養	38万円	70歳以上の方 (昭和29年1月1日以前生まれの方)	同居老親等	45万円	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の(相)父母等で同居している方													
区分	控除額	該当者																												
一般	33万円	16歳以上で下記以外の方 (平成20年1月1日以前生まれの方で下記以外)																												
特定扶養	45万円	19歳～22歳の方 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの方)																												
老人扶養	38万円	70歳以上の方 (昭和29年1月1日以前生まれの方)																												
同居老親等	45万円	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の(相)父母等で同居している方																												
(24) 基礎控除	あなたの令和5年中の合計所得金額が2,500万円以下の場合。	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>納税義務者本人の合計所得金額</td> <td>2,400万円以下</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超</td> <td>2,450万円以下</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超</td> <td>2,500万円以下</td> </tr> </table>	区分	控除額	納税義務者本人の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超	2,450万円以下	2,450万円超	2,500万円以下																				
区分	控除額																													
納税義務者本人の合計所得金額	2,400万円以下																													
2,400万円超	2,450万円以下																													
2,450万円超	2,500万円以下																													
(26) 雑損控除	令和5年中にあなたやあなたの扶養親族が災害・盗難・横断などにより生活用資産等に損害を受けた場合。 ※警察の盗難届、消防署の罹災証明、災害関連支出の金額の領収書等が必要です。	次のいずれかの多い方の金額 ①差引損失額－(総所得金額等の10%) ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 (注) 差引損失額＝損失額－保険金等による補てん額																												
(27) 医療費控除	令和5年中にあなたやあなたの扶養親族等の医療費を支払った場合。 ※明細書の添付が必要です。(領収書の添付は不要です。)	(支払った医療費－保険金等による補てん額)－〔(総所得金額等の5%)と10万円のいずれか少ない金額〕 (限度額200万円)																												
	令和5年中にあなたが、健康への一定の取組を行い、あなたやあなたの扶養親族等のスイッチOTC医薬品購入費を支払った場合。 ※明細書の添付が必要です。(領収書の添付は不要です。)	(支払ったスイッチOTC医薬品購入費－保険金等による補てん額)－1万2千円 (限度額8万8千円)																												

申告書裏面の書き方

下記の内容を申告書の裏面に記入した後に、申告書の表面をご記入ください。

6 給与所得の内訳	日給などの給与所得のある方や、源泉徴収票のない方は記入してください。 年収の明細・勤務先等を記入し、合計額を申告書表面右の「カ」に、給与所得金額の速算表で計算した所得金額を「6」に記入してください。
7 事業・不動産所得に関する事項	所得の種類(営業等・農業・不動産の種別)、所得の生ずる場所(営業地・不動産の物件地等)、必要経費をそれぞれ記入してください。 収入金額をそれぞれ申告書表面右の「ア～ウ」に、必要経費を差し引いた所得金額を「(1)～(3)」に記入してください。
8 配当所得に関する事項	配当所得の種類(株式等・その他の種別)、所得の生ずる場所(配当の銘柄)、支払確定年月、収入金額、必要経費をそれぞれ記入してください。 収入金額を申告書表面右の「オ」に、必要経費を差し引いた所得金額を「5」に記入してください。
9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項	種目(公的年金等以外の収入の内容)、所得の生ずる場所(公的年金等以外の雑所得が生ずる場所)、必要経費をそれぞれ記入してください。 収入金額を申告書表面右の「ク～ケ」に、必要経費を差し引いた所得金額を「8～9」に、公的年金等の所得金額との合計額を「10」に記入してください。
10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項	必要経費・差引金額(収入金額から必要経費を差し引いた金額)、所得金額(差引金額から特別控除等を差し引いた金額)をそれぞれ記入し、所得金額の合計額「二」を申告書表面右の「11」に記入してください。
11 事業専従者に関する事項	生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族が、営業等、農業、不動産賃貸業などに、1年を通じて6ヵ月を超える期間専従した場合、1人につき次の(1)または(2)のいずれか少ない金額が事業専従者控除額として必要経費となります。 (1) 50万円(配偶者の場合は86万円) (2) (事業所得+不動産所得+山林所得)÷(専従者数+1)
12 別居の扶養親族等に関する事項	同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)・扶養親族のうち、別居している方について記入してください。ただし、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族(留学により非居住者になった人、障がい者、あなたからその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人は除く)について、扶養控除等の適用対象から除外されます。

13 寄附金に関する事項	都道府県・市区町村、徳島県共同募金会・日本赤十字社徳島県支部への寄附金および徳島県または徳島市それぞれの条例で指定した寄附金がある場合、それぞれ該当する欄に寄附金額を記入してください。都道府県・市区町村への寄附金は、ふるさと寄附金(特別控除対象)とそれ以外(特別控除対象以外)について、それぞれ記入してください。
14 住宅借入金等特別税額控除に関する事項	所得税において住宅ローン控除が適用されている場合には、居住開始年月日、年末残高、特別控除可能額をそれぞれ記入してください。
15 所得金額調整控除に関する事項	あなたの給与収入金額が850万円を超えている場合は、23歳未満の扶養親族または特別障がい者控除の対象となる同一生計配偶者もしくは扶養親族を記入してください。
16 事業税に関する事項	事業税は、事業の種類により税率が異なります。また、非課税の事業もありますので、次の(1)または(2)に該当する方は、「非課税所得など」欄に、該当する番号とその所得金額を記入してください。なお、他の都道府県に事務所等がある方は、「他都道府県の事務所等」欄にチェックを入れてください。 (1) 複数の事業を兼業している方で、そのうち次に掲げる事業から生ずる所得がある場合 ①畜産業(農業に付随して行うものを除く。)から生ずる所得、②水産業(小規模な水産動植物の採捕の事業を除く。)から生ずる所得、③薪炭製造業から生ずる所得、④あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業から生ずる所得(両眼の視力を喪失した者その他両眼の視力0.06以下の者が行うものを除く。)、⑤装蹄師業から生ずる所得 (2) 次に掲げる所得(非課税所得)がある場合 ⑥林業から生ずる所得、⑦鉱物採掘事業から生ずる所得、⑧社会保険診療報酬に係る所得、⑨外国での事業に係る所得(外国に有する事務所等で生じた所得)、⑩地方税法第72条の2に定める個人が行う事業に該当しないものから生ずる所得

※この市民税・県民税申告の手引に記載している所得税の税率は、所得税率と復興特別所得税率の合計としています。

個人市民税・県民税及び森林環境税の納税義務と税率及び税額

個人市民税・県民税は、均等の税額によって広く課税される均等割と前年の所得金額に応じて課税される所得割があり、それぞれの税率と納税義務がある方は、次のとおりとなっています。

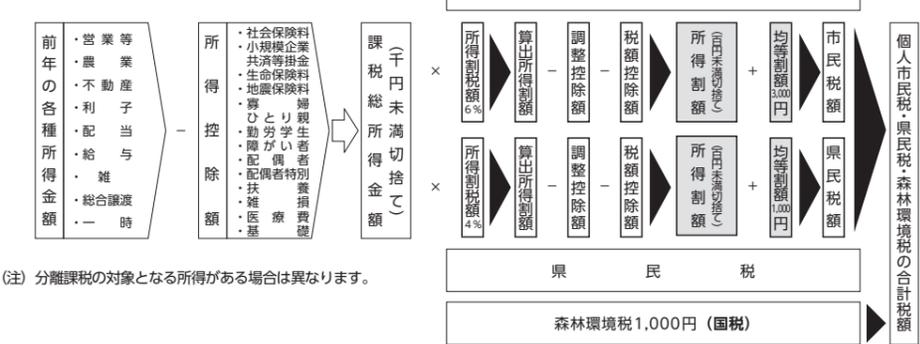
なお、令和6年度から、森林の整備等に関する施策の財源として、森林環境税(国税)が課税されます。森林環境税は、個人市民税・県民税の均等割とあわせて、1人年額1,000円を賦課徴収します。

種類	税率(額)			納税義務がある方(基準日:1月1日現在)	
	市民税	県民税	国税	市内にお住まいの方	市内に事務所・事業所または家屋敷がある方で、市内にお住まいでない方
均等割	3,000円	1,000円		○	○
所得割	6%(総合課税分)	4%(総合課税分)		○	—
森林環境税			1,000円		—

【個人市民税・県民税・森林環境税が課税されない方】
●1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
●1月1日現在、障がい者・未成年者・寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方
●前年の合計所得金額が次の金額以下の方
(・扶養親族等(同一生計配偶者を含む)がいない場合…31.5万円+10万円(給与収入の場合:96.5万円)
(・扶養親族等(同一生計配偶者を含む)がいる場合……31.5万円×(本人+扶養親族等)の人数+10万円+18.9万円)

税額の計算方法(総合課税)

税額の計算方法を図に表すと次のようになります。



申告に関する留意事項

株式等に係る譲渡・配当等に係る所得がある方

①上場株式等の譲渡所得(特定株式等譲渡所得)および配当等(特定配当等)について
特定株式等譲渡所得または特定配当等を受け取る際に、道府県民税株式等譲渡所得割・道府県民税配当割(5%特別徴収)として、所得税(15.315%源泉徴収)とあわせてすでに徴収されていますので、申告は不要です。ただし、所得控除等の適用を受けるために、所得税の確定申告によってのみ総合課税または分離課税を選択して申告することができます。
(上場株式等の譲渡・配当等に係る所得に対する課税方式については、所得税の確定申告によってのみ申告不要・分離課税より選択でき、上場株式等の配当等に対する課税方式については、所得税の確定申告によってのみ申告不要・総合課税・分離課税より選択できます。申告された場合、特別徴収された道府県民税株式等譲渡所得割額に相当する額および道府県民税配当割額に相当する額を所得割額から税額控除し、控除しきれない額は均等割額または市税未納税額に充当もしくは還付されます。また、申告された場合の上場株式等の譲渡・配当等に係る所得は、総所得金額および合計所得金額に算入され、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険料等の算定に影響する場合がありますので、ご留意ください。
(所得税と個人住民税における課税方式について)
令和6年度分から個人住民税において特定株式等譲渡所得及び特定配当等に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとなりました。
②一般株式の配当・大口株主(発行済株式数の3%以上に相当する数または金額の株式等を保有する方)が受ける上場株式等の配当(所得税源泉徴収率が20.42%のもの)
道府県民税配当割として特別徴収されず、総合課税の対象となりますので申告が必要です。

※1 「扶養親族」は、令和5年中の合計所得金額が48万円以下で、他の者の扶養親族でない者に限りです。

※2 「生計を一にする子」は、令和5年中の総所得金額等が48万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限りです。